

文化資源活用事業費補助金（博物館等所有文化財の公開促進支援事業費補助金）国庫補助要項

令和 8 年 5 月 2 0 日
文 化 庁 長 官 決 定

1. 趣 旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（博物館等所有文化財の公開促進支援事業費補助金）交付要綱（令和 8 年 4 月 8 日決定）に基づき、国宝・重要文化財の公開促進に関する事業実施に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助対象事業

補助対象となる事業は、（１）～（２）とする。なお、本事業が対象とする文化財は美術工芸品とする。

（１） 国宝・重要文化財の常設展示のための環境等整備事業

博物館等がシンボルとなる所蔵品を常設展示するための環境整備

（２） 地域ゆかりの文化遺産を活用した展覧会支援事業

自らの所蔵品を活かしつつ、地域にゆかりのある文化遺産の貸与を受けて実施する展示活動

3. 補助条件

外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。

4. 補助事業者

（１） 国宝・重要文化財の常設展示のための環境等整備事業

地方公共団体、博物館（博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 条第 1 項に基づく登録博物館若しくは同法第 3 1 条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 5 3 条第 1 項但し書きに基づく公開承認施設、その他文化庁長官が認める施設。以下同じ。）

（２） 地域ゆかりの文化遺産を活用した展覧会支援事業

地方公共団体、博物館（博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 条第 1 項に基づく登録博物館若しくは同法第 3 1 条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 5 3 条第 1 項但し書きに基づく公開承認施設、その他文化庁長官が認める施設。以下同じ。）、又は地方公共団体若しくは博物館を構成員とする実行委員会等とする。

5. 補助対象経費

別表のとおりとする。

6. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を上限とする。

ただし、実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、補助対象経費の3分の2を上限として予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 観光庁に登録された登録DMO（候補DMOは除く）と協働して実施する取組である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (2) アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生を推進する取組の場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (3) 被災地と協働するなど、被災地復興を推進する取組の場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (4) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (5) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

実績がない場合は当該年度の収入見込額

- (6) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）に規定する拠点計画又は地域計画について、主務大臣の認定を受けた又は認定の申請を事業実施年度内に計画している施設において行うものである場合には、下記のとおり補助率の加算を行うことができる。なお、①を適用する場合は、(1)は適用しない。

①拠点計画又は地域計画における文化観光推進事業者と協働して実施する取組である場合：5%加算

7. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

附則

この要項は、令和8年4月8日から施行する。

別表)

対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
(1) 国宝・重要文化財の常設展示のための環境等整備 (2) 地域ゆかりの文化遺産を活用した展覧会支援	事業費	コーディネーター料	有期雇用経費	外部専門的人材の雇用経費 ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。
		賃金	事務員賃金	期間業務職員として雇用する場合のみ ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。
			非常勤事務員賃金	臨時に雇用する場合のみ
			作業員賃金	〃
			会場整理等賃金	〃
			資料整理等賃金	〃
			〇〇賃金	〃
		共済費	社会保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ
			福利厚生費 傷害保険料 〇〇保険料	同上のうち、健康診断に限る ボランティア保険等 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る
		報償費	講師等謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
			指導謝金	
			原稿執筆謝金	
			翻訳謝金	
			出演料 〇〇謝金	
		旅費	普通旅費	職員旅費, 連絡旅費
			特別旅費	外部委員等旅費(招へい外国人を含む)
			外国旅費	職員の外国旅費
			外国人招聘旅費	外国人の招聘に要する航空賃等
		使用料及び借料	会場等借料	会場, 機材等借料
			〇〇使用料	作品掲載料等
			〇〇借料	作品借料等
			〇〇損料	リース機器等
		役務費	保管料	輸送保険料, 火災保険料等 振込手数料等
			通信運搬費	
			広告宣伝料	
			作品保険料 〇〇保険料 〇〇手数料 雑役務費	
		委託費	調査委託費	施設・設備改修に係る設計等 多言語解説・イヤホンガイドに要する経費等 展覧会運営, 映像・録音記録、高精細レプリカ作成、コンテンツ作成、広報・国内外情報発信経費等
			設計料	
			翻訳解説・監修料 〇〇委託費	
		請負費	工事請負費	施設・設備改修に係る工事の全部または一部を請負で施工する場合の経費等
			〇〇請負費	会場設営・撤去、備品修理等
		備品購入費		展示ケース、機械器具等
		需用費	消耗品費	単価が10万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費, コピー代等
			印刷製本費	
			通信費	
			郵送料	
			会議費 その他需用費	